

第3回
「こども条例(仮)」
を考える市民ワークショップ

令和6.1.24(水)19:00～
市役所 B1 市民ホール

第3回市民ワークショップにあたり

当初の想定では、「**こども条例**」を考えるうえでの基礎固めとして、条例の基礎になっている部分として、第1回「**子どもの権利条約**」、第2回「**こども基本法**」に続き、第3回は「**こども大綱**」について、概要をともに学んだ後、意見交換することを想定していた

第1回、第2回と繰り返し聞かれる意見もあるため、第3回は一度立ち止まって互いの想いを確認し、参加者が視線を合わせる回とできればと考える

※「**こども大綱**」の概要資料は、参考配付



本日の内容

1

思考法等の紹介

互いに良い時間を過ごすため、今後の検討にも役立つ**思考法**を紹介

2

補足説明

これまでに多い意見を、可能な限り反復をさけられるよう**現状報告**や説明

3

条例と条例以外の整理

それぞれの違いを理解するための**基礎知識**を紹介

4

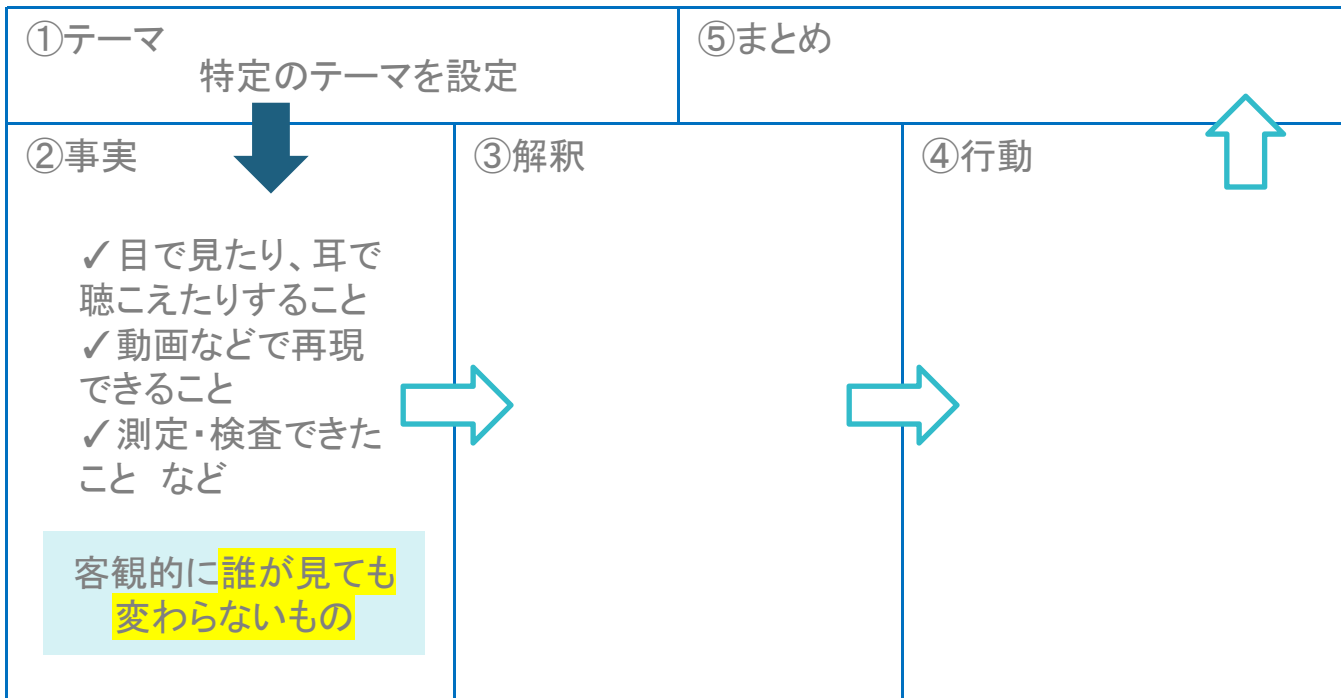
意見交換(対話)

次回以降のワークショップで扱ってほしい**テーマ**の希望を出し合い、意見交換

1

思考法等の紹介

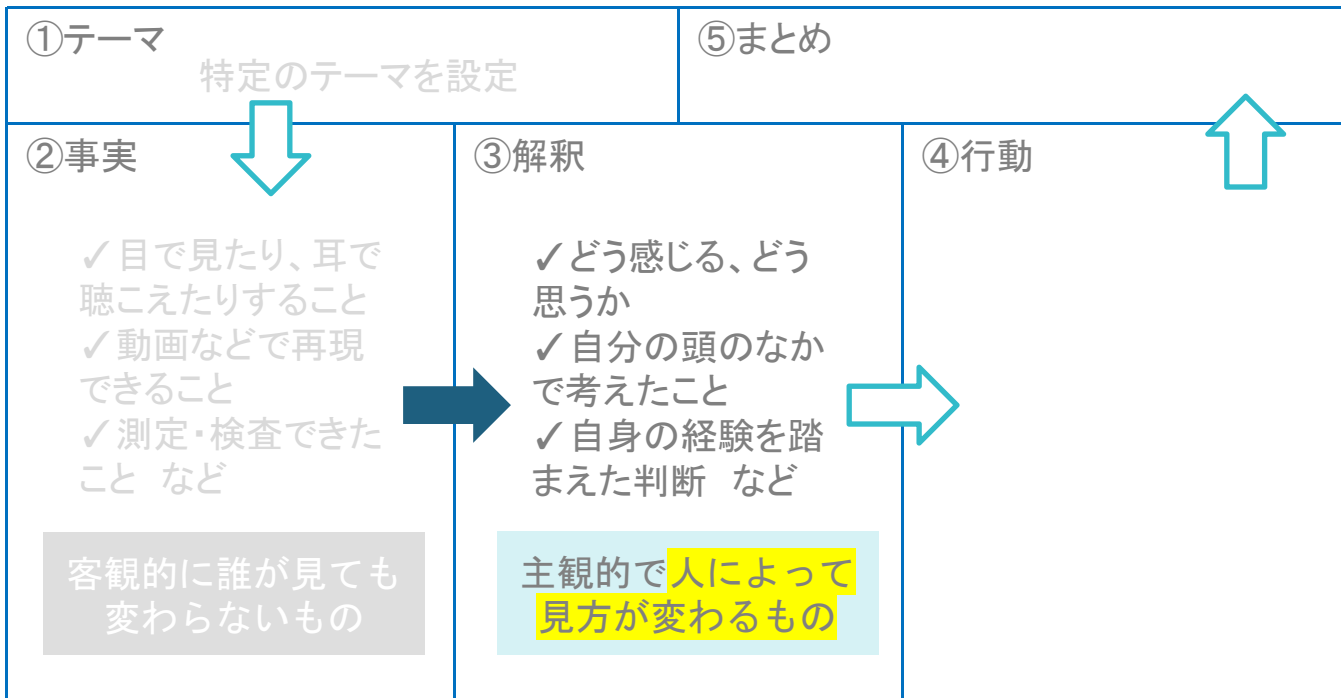
「方眼ノートメソッド」などと呼ばれる論理的思考を助けるテクニック・考え方より



1

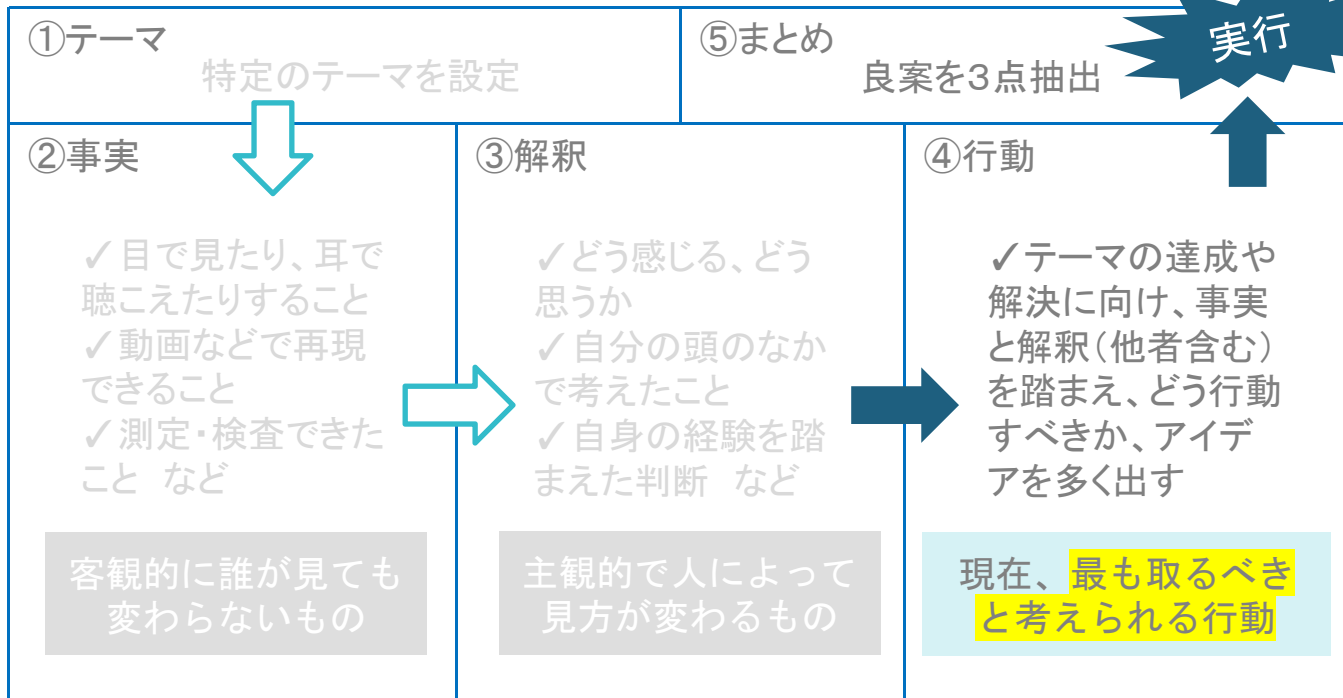
思考法等の紹介

「方眼ノートメソッド」などと呼ばれる論理的思考を助けるテクニック・考え方より



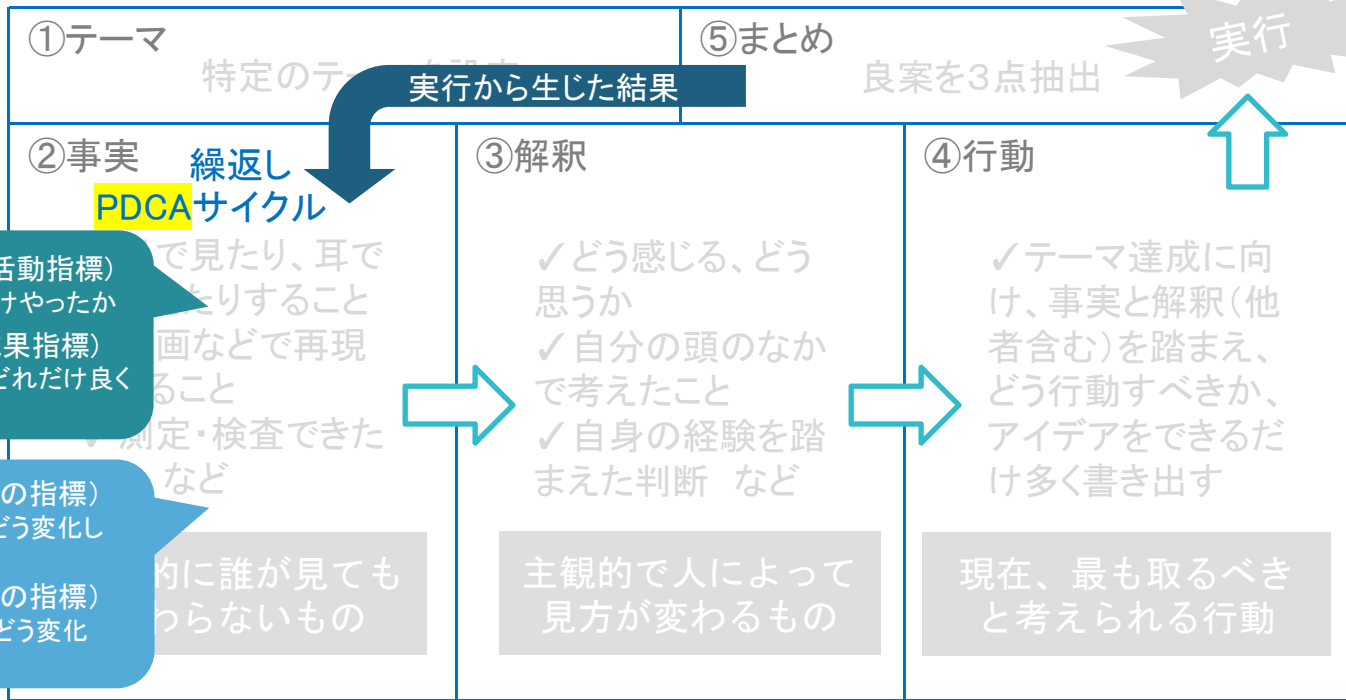
思考法等の紹介

「方眼ノートメソッド」などと呼ばれる論理的思考を助けるテクニック・考え方より



1 思考法等の紹介

「方眼ノートメソッド」などと呼ばれる論理的思考を助けるテクニック・考え方より

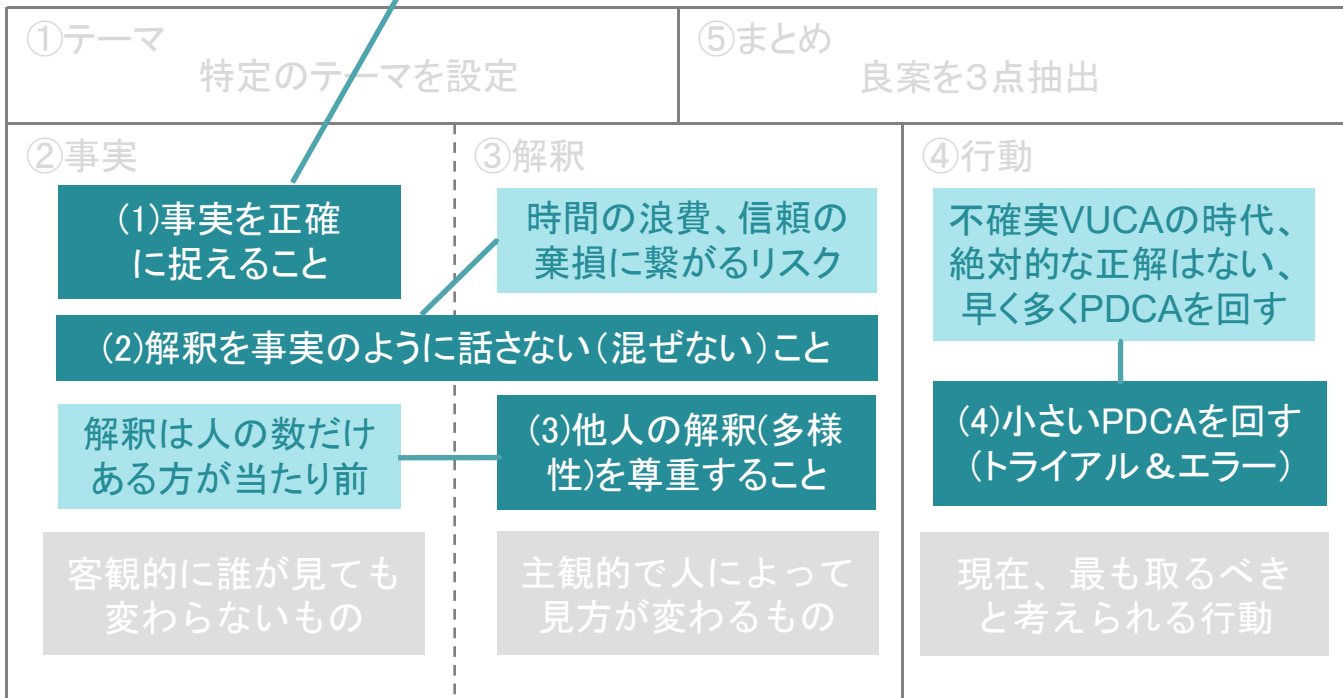


PDCA: Plan(計画)→Do(実行)→Check(検証)→Action(見直し)を繰返し、継続的に改善する手法

1 思考法等の紹介

ポイントとなる考え方

取るべき行動がより鮮明にあぶり出される



VUCA: Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字の造語
デジタル技術の進化や社会変化が大きいなどを背景に、先行きが不透明で、予測が困難な状況

2 補足説明

ここに集まった私たちは、対立する相手では決してなく、同じゴールを目指す仲間であることを大前提とし、主に疑問や不安の声に対し、足りないと言われている説明を試みる。

WSの進め方

①プロセスやゴールが見えない

走りながら考えている(市内部でも調整しつつ進めている)所があり、明確に示せていない所はお詫びする。ゴールである「こども条例」の策定に向け、幅広く市民参加、意見を得て、より良い内容、実効性の高い取組みとしたもので、基礎固めができた後、個別テーマの深堀りへと入っていきかけたもの。「こども計画」の策定(施策の立案)も同時並行で進める必要があり、そのためのプロセスといった側面も大きい。

②内容が難しくて分かりづらい、説明が長い、意見交換の時間を長く持ちたい

踏まえるべき「事実」を共有したい趣旨だが、伝わらないと意味がないため申し訳ない、精一杯努力する。分からない所などは、できるだけ(この場に限らない)対話を通して、互いに理解を深めたい。

③多くの市民に知られ、啓発していく必要がある

行政が下手だと言われる部分で、何とかしたい思いがある。人気Youtuberとのコラボ、SNSなど検討している。

④意見が反映されるか分からない、フィードバックをしてほしい

市民参加条例に基づき、「市民参加の結果は公表する」というルールがある。様々な制約や事情もあるため、全ての意見を反映できるとは約束できないが、良い取組みとする(できるだけ反映する)ために意見を聴いていることは約束する。フィードバックも大切なので、理解や参画が得られるよう努力する。

2 補足説明

ここに集まった私たちは、対立する相手では決してなく、同じゴールを目指す仲間であることを大前提とし、主に疑問や不安の声に対し、足りないと言われている説明を試みる。

意見聴取

⑤こどもや子育て中の保護者、高校生、高齢者など幅広い人々から意見を聴くべき (意見を出しにくいこどもへの配慮も必要)

このWSとは別に推進、例えば2/6(昭和児童センター)、2/13(国府児童館)で開催のイベントに合わせ実施する。
今年度、市内全ての小5、中2、妊娠中の方・パートナー、3,000世帯の保護者を対象としたアンケート実施中(取りまとめ・分析結果は後日、資料共有)

市の姿勢

⑥子育て支援課だけでなく、市役所全体として取り組むべき(縦割りの組織体制ではよくない)

12/11に10の関係課が集まり、取り組み内容や方向性を確認。12/20市長含む庁議でも協議しつつ進めている。
令和6年度に向けた組織見直しにより、「子育て支援課」に健康推進課の「母子保健係」が加わり、新たな「部」として独立するとともに、教育委員会の「学校教育課」とも一部の職員を兼務させるなど、過去にないレベルで体制整備を進めている。(3月議会での条例改正等が必要のため、最終確定の段階ではない。)

2 補足説明

ここに集まった私たちは、対立する相手では決してなく、同じゴールを目指す仲間であることを大前提とし、主に疑問や不安の声に対し、足りないと言われている説明を試みる。

市の姿勢

⑦毎回誰かが決めてしまって、後から変えられず、「そうではなかった」となってしまう(市のパフォーマンスでないのか)

現時点で、こども条例を作るか作らないかも決めておらず、作るとして、条例の中身はまだ一文字も書いていない。パフォーマンスとは当然考えていないが、そう「解釈」されないよう、こども達(市)の未来のため、一生懸命取り組む。

大きなテーマ

⑧こどもの権利が守られていない実態が多くある、足りない取組みがある

市としても把握し、対応しているが、まだ手の届いていない部分も多い。

市だけで出来ることには限度があり、こどもが属する施設をはじめ関係機関や民間団体、子育て関係団体などとの意思疎通や連携を良くし、個別(こどもや家庭)や地域全体が良くなるような取組みを進めていく。

⑨少子化対策が急務である(特に支所地域)

国を挙げたフォローの風が吹くなか、事実を捉え、解釈(意見)を踏まえ、行動(施策展開)に移していきたい。

3 条例・条例以外の整理

国(上位)における法体系ピラミッド

国民に義務を課したり、権利を制限する場合には、**法律**が必要(法治国家、法定主義)

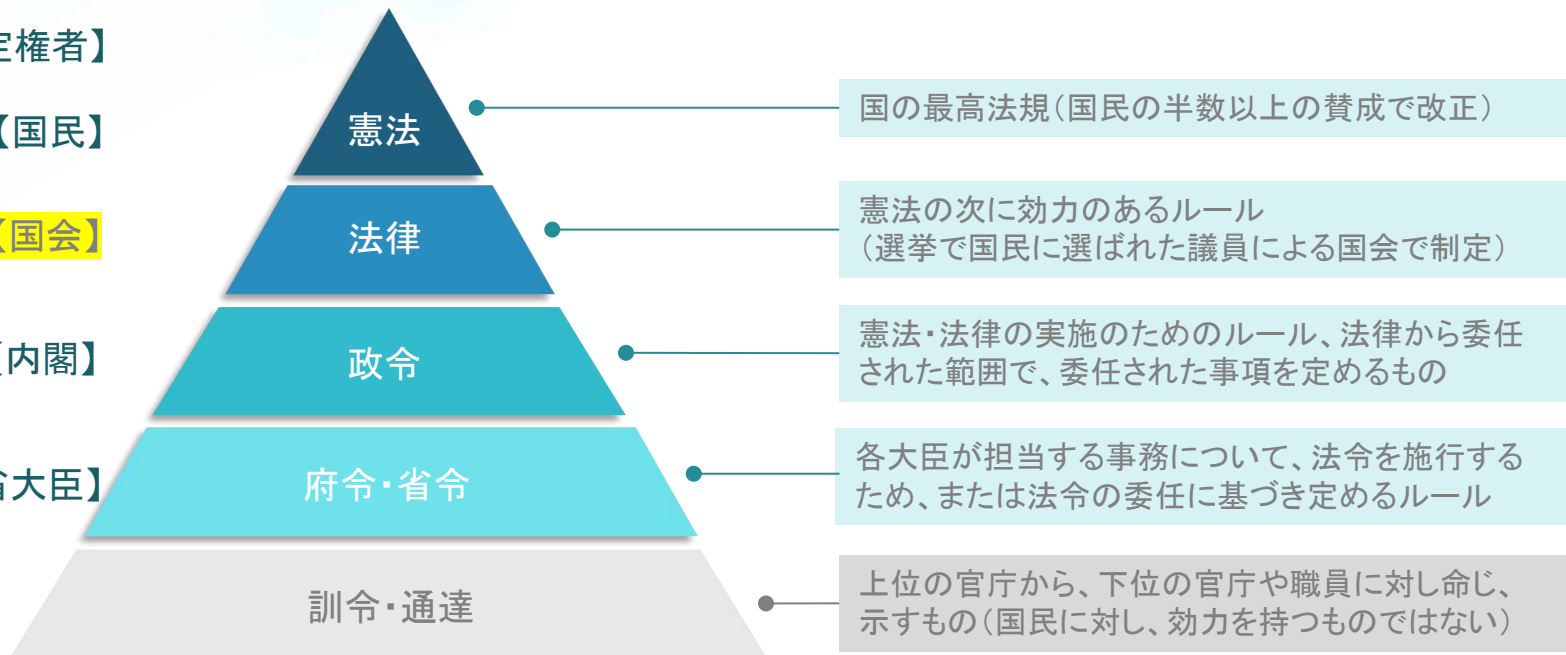
【制定権者】

【国民】

【国会】

【内閣】

【府省大臣】



※イメージ

3 条例・条例以外の整理

市における法体系ピラミッド

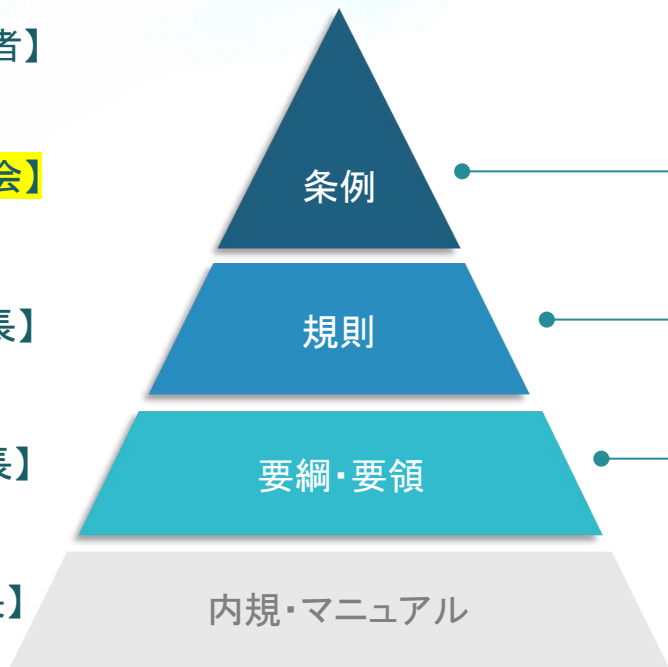
【制定権者】

【市議会】

【市長】

【市長】

【課長】



市民に義務を課したり、
権利を制限する場合には**条例**が必要

※市税や公共施設の利用料、違反者は罰金を支払う
この地区では高さ13m以上の建物は建てられない など

国の法令、県条例に反しない範囲で定められる、**市内**
で適用されるルール(議会の議決により制定・改廃)

(市議会の議決を経た)条例に基づき、市が具体的な
内容や手続きを定めるルール

補助金交付要綱など、特定の事業や施設の運営等に
関する具体的な手続き、様式などを定めたもの

行政内部の取扱い、手順や考え方などを定めたもの
(市民に公表したり、効力を持つものではない)

※イメージ

3

条例・条例以外の整理

▷ 条例の根拠となっている法令

【地方自治法】第14条

- (1)自治体は、法令に違反しない限りにおいて、地域における事務などに関し、条例を制定できる。
- (2)自治体は、義務を課し、権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならない。

▷ 条例の種類

法令に基づき、必ず定める必要がある条例	市税条例、手数料条例、情報公開条例、図書館など施設設置条例、国民健康保険条例 など
それ以外の市独自に定める条例	市民参加条例、男女共同参画推進条例、 こども条例 、特産品の振興条例(りんご条例) など

▷ 条例制定の主なメリット(⇔デメリット)

- (1)市民に選ばれた市議会の議決を得ることにより、行政の独善ではなく、**まちづくりの方向性や基本的な考え方を市民と共有できる**。
- (2)市長や市議会議員が任期満了や失職により交代した場合なども、手続きを経て改廃されない限り、**基本的な市のルールとして引き継がれる**。

⇔一度制定した後は、改廃には市議会の議決が再び必要となる(変更しにくい)ため、悪くすれば**アップデートが遅れたり、形骸化してしまう恐れ**もある。

正当性、持続性が
より確保される

形骸化の恐れ



3 条例・条例以外の整理

▷ こども条例に定める内容の例示

	前文
第1章	総則 目的 定義 基本理念
第2章	こどもの権利 こどもの権利保障 安全安心に生きる権利 豊かに育つ権利 守られる権利 主体的に参加する権利

第3章	役割や責務 市の役割 市民の役割 保護者の役割 関係施設の役割 事業者の役割
第4章	具体的施策 各主体に対する支援 居場所づくり 意見表明、参加促進 安全確保 貧困防止 虐待防止 いじめ防止 情報共有・発信

第5章	権利の侵害からの救済 救済(推進)委員会の設置 救済(推進)委員会の職務
第6章	総合的な施策推進 取組の推進 推進組織の設置 推進・行動計画 普及啓発 独自の記念日や推進月間
第7章	雑則 委任
	附則 施行日など

第2回ワークショップ資料と同じ
※令和4～5年度施行された自治体の条例から
共通する条項をピックアップして整理
(市の条例も必ずこうなる訳ではない)

3 条例・条例以外の整理

条例以外の手法

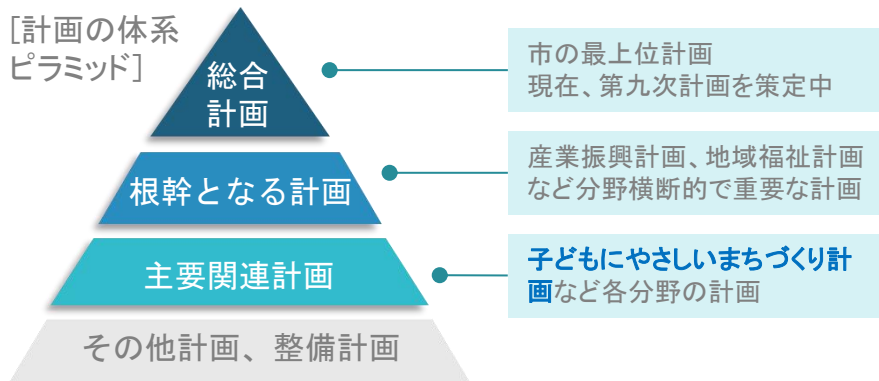
〇〇指針

例: 高山市文化芸術振興指針、高山市協働のまちづくり基本指針

- ✓ 目指す姿、実現に向けた基本的考え、取組みの方向性、推進方策など基本的事項(指針)が記載されたもの
- ✓ 「計画」「戦略」「構想」「方針」など呼ばれ方は異なるが、「指針」も内容は近いもの。ただし、「計画」ほかに比べ、期間の定めがなく、具体的な取組み内容まで網羅的に記載されないことが多い。

⇨ 当市では、既存の「子どもにやさしいまちづくり計画」を更新し、「こども計画」を定める予定である。

[計画の体系
ピラミッド]



[計画と条例の違い]

- 計画は、主に以下の点で条例との相違がある。
- ✓ 一部を除き議会の議決は不要であること
 - ✓ 5年など比較的短い期間の定めがあること
 - ✓ 注力する取組み、達成を目指す数値目標など、より具体的内容が書き込まれる冊子形式のものであること
 - ✓ 事業費(予算)の見込み、各年次の財政計画と整合していること

3 条例・条例以外の整理

条例以外の手法

〇〇宣言

- 高山市で現在有効なものは、次の5つ
交通安全都市宣言(S37.3.9宣言)
明るく正しい選挙都市宣言(S38.2.11宣言)
国際観光都市宣言(S61.4.11宣言)
いじめのない明るい都市づくり宣言(H7.6.20宣言)
高山市平和都市宣言(H29.3.24告示)
- 高山市が現在参加している全国的な宣言
こどもまんなか応援サポーター(こども家庭庁)
ベビーファースト宣言(青年会議所)
- その他
高山市教育大綱(H29.3.23策定)

➤ 都市宣言の性質

自治体としての**自己の意思、主張などを内外に表明**するもので、条例のような法的な拘束力はなく、首長が声明を出すなど、そのレベルや方法もさまざまである。(明確なルールはない)
宣言だけ単発で行うのではなく、政策パッケージの一つとして行われる場合が多い
議会の**議決は必要ない**。

➤ メリット、デメリット

比較的**速やかに宣言**できるが、長い時間の経過とともに**形骸化の恐れがある**(時の首長の意向の影響を受けることも大きい)
別途、具体的な推進策を示す必要あり

4

意見交換(対話)

多くの方が意見を出せるように4～5人程のグループに分かれて、意見交換司会者、書記(発表者)を最初に決定 ※終了予定時刻を案内してスタート

次回(第4回)以降は、個別のテーマを設定し、必要に応じてその分野の関係者にも参加いただくなどし、掘り下げた意見交換をしていきたいと思ひます。

どのような
テーマ設定
を希望するか

あくまで一例として...

居場所	仕事(親子双方)
あそび場	医療(周産期、小児)
貧困	学校教育・社会教育
児童虐待	子育て世代の移住促進
障がい(グレーゾーン含む)	こどもの意見表明・参画
健康、発達の凸凹	情報共有・情報発信 など

- そのように考える理由(現状、課題、背景)
- 取組みにより期待される効果
- 参加してほしいその分野の関係者 なども何かあれば話題に

対話の ルール

✓他のメンバーの意見をよく聴き、
自分の思い「≡解釈」と違っても否定しない

✓絶対的な「正解」はないので、
こんなことと思わず意見を出す
(言いたくない時は、当てられても「パス」できる)

✓できるだけ「～して＝要求型」でなく
「～しよう！＝提案型」で、建設的に

大事

✓多くの方が話せるよう、発言は簡潔に1回1分程を目安にポンポンと

- 第1回 R5. 11. 9 ココカラ ハジマル タカヤマ ノ ミライ
第2回 R5. 12. 19 ドンドン ヒロガル タカヤマ ノ ナカマ
第3回 R6. 1. 24 モロビト アツマル タカヤマ ノ デアイ
第4回 R6. 2. 21 ジンジン ワキタツ タカヤマ ノ ハート

高山市 子育て支援課

☎ 0577-35-3140



kosodateshien@city.takayama.lg.jp

